



# 山形県公報

平成29年8月18日(金)  
第2870号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……847
- 地域登録検査機関の登録……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(同) ……848
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……852
- 同……………(同) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会8月定例会の招集……………853

### 公 告

- 平成29年度クリーニング師試験の実施……………(食品安全衛生課) ……同
- 指定管理者の募集……………(インバウンド・国際交流推進課) ……854

## 告 示

### 山形県告示第581号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年8月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地         | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日      |
|-----------------------------------|---------------------|-------------|-----|------------|
| 特定非営利活動法人くれよんはうす<br>新庄市金沢1439番地22 | そら<br>新庄市大字鳥越483番地4 | 生 活 介 護     | 10名 | 平成29. 8. 2 |

### 山形県告示第582号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をした。

平成29年8月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号  
平成29年8月3日  
91
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社山形ライスファーム 2 1  
 代表取締役社長 児玉 淳三  
 米沢市東三丁目 8-28

- 3 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米、国内産大豆
- 4 登録の区分  
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域  
山形県
- 6 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 住 所             | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|---------|-----------------|----------------|------------|
| 長谷川 和 郎 | 東置賜郡川西町大字大塚1439 | 玄米、大豆          | 国内産農産物に限る。 |

**山形県告示第583号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年 8 月 18 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
山形市農業協同組合  
代表理事組合長 大山 敏弘  
山形市幸町18-20
- (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類 |                                |            | 変更年月日         |
|------------------------------|--------------------------------|------------|---------------|
| 変更前                          | 変更後                            | 備考         |               |
| 後藤 朋幸<br>山形市大字村木沢31<br>玄米    | 同 左                            | 国内産農産物に限る。 | 平成29年 8 月 3 日 |
| 三浦 清行<br>天童市長岡北三丁目 7-5<br>玄米 | 同 左                            |            |               |
| 甲谷 憲一<br>山形市吉原一丁目 1-17<br>玄米 | 同 左                            |            |               |
| 鈴木 公俊<br>山形市肴町 3-12<br>玄米    | 同 左                            |            |               |
|                              | 伊藤 俊則<br>東村山郡中山町長崎224-20<br>玄米 |            |               |

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
みちのく村山農業協同組合  
代表理事組合長 折原 敬一  
村山市楯岡北町一丁目 1-1
- (2) 届出の内容

| 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地                   |                                                | 変更年月日     |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------|
| 変更前                                            | 変更後                                            |           |
| みちのく村山農業協同組合<br>代表理事組合長 高谷 尚市<br>村山市楯岡北町一丁目1-1 | みちのく村山農業協同組合<br>代表理事組合長 折原 敬一<br>村山市楯岡北町一丁目1-1 | 平成29年6月7日 |

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類                 |     |            | 変更年月日     |
|----------------------------------------------|-----|------------|-----------|
| 変更前                                          | 変更後 | 備考         |           |
| 工藤 保<br>北村山郡大石田町大字海谷831<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 平成29年8月3日 |
| 三宅 善一<br>尾花沢市大字延沢800<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左 |            |           |
| 高島 洋一<br>村山市楯岡笛田二丁目19-11<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |           |
| 折原 武<br>尾花沢市大字原田38<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |           |
| 有路 拓矢<br>北村山郡大石田町大字大石田甲469<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |            |           |
| 芦野 和弘<br>東根市神町東一丁目10-6-1<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |           |
| 大貫 清悦<br>尾花沢市大字高橋364<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左 |            |           |
| 押切 智志<br>東根市神町西五丁目1-27-22<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |            |           |
| 加藤 正人<br>尾花沢市大字丹生1523-2<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |            |           |
| 黒沼 洋昭<br>村山市大字富並4588-18<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |            |           |
| 齋藤 忠晴<br>尾花沢市新町三丁目9-34<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |            |           |
| 後藤 理<br>村山市大字湯野沢1098-8<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |            |           |
| 齊藤 元裕<br>尾花沢市大字正巖555<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左 |            |           |

|                                                    |     |  |  |
|----------------------------------------------------|-----|--|--|
| 石山 卓也<br>尾花沢市若葉町四丁目7-5<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば           | 同 左 |  |  |
| 前田 和弥<br>村山市楯岡新町四丁目8-17<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば          | 同 左 |  |  |
| 奥山 和直<br>尾花沢市大字寺内1056<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば            | 同 左 |  |  |
| 加藤 清宏<br>東根市本丸西二丁目5-11-5<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |  |  |
| 村岡 真人<br>北村山郡大石田町大字鷹巣字下北原<br>101<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |  |  |
| 草刈 一人<br>尾花沢市大字六沢184<br>玄米、大豆、そば                   | 同 左 |  |  |
| 名垣 和俊<br>北村山郡大石田町大字鷹巣字盾の内<br>86<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |  |  |
| 軽部 和敦<br>村山市大字大久保甲179<br>玄米                        | 同 左 |  |  |
| 志村 秀弥<br>尾花沢市新町一丁目10-8<br>玄米、大豆、そば                 | 同 左 |  |  |
| 伊藤 和宏<br>東根市神町北五丁目10-15<br>玄米、小麦、大豆、そば             | 同 左 |  |  |
| 齋藤 淳哉<br>村山市大字名取1938-1<br>玄米                       | 同 左 |  |  |
| 菊地 昌美<br>村山市楯岡二日町6-13-7<br>玄米、大豆                   | 同 左 |  |  |
| 星川 功<br>北村山郡大石田町大字駒籠363<br>玄米、小麦、大豆、そば             | 同 左 |  |  |
| 高橋 浩樹<br>村山市大字大槇342<br>玄米、大豆                       | 同 左 |  |  |
| 三浦 弘之<br>尾花沢市大字寺内851-3<br>玄米、大豆、そば                 | 同 左 |  |  |

|                                           |                                            |  |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------|--|
| 松田 洋一<br>村山市楯岡笛田二丁目7-30-9<br>玄米、大豆、そば     | 同 左                                        |  |
| 吉田 稔<br>尾花沢市榊町四丁目1-34<br>玄米、大豆、そば         | 同 左                                        |  |
| 笹原 貴久<br>東根市三日町三丁目4-6-8<br>玄米、大豆、そば       | 同 左                                        |  |
| 加藤 雄二<br>天童市長岡1953-1 芳賀63街区13<br>玄米、大豆、そば | 同 左                                        |  |
| 奥山 康和<br>村山市大字大久保乙326-16<br>玄米、大豆、そば      | 同 左                                        |  |
| 生田 秀治<br>尾花沢市大字下柳渡戸437<br>玄米、大豆、そば        | 同 左                                        |  |
| 今野 英樹<br>北村山郡大石田町大字海谷1174<br>玄米、大豆、そば     | 同 左                                        |  |
| 高嶋 晃<br>村山市楯岡新町三丁目23-10<br>玄米、大豆、そば       | 同 左                                        |  |
| 尾崎 洋介<br>尾花沢市大字鶴巻田437<br>玄米、そば            | 同 左                                        |  |
| 草苺 範明<br>村山市楯岡笛田一丁目5-23<br>玄米、大豆、そば       | 同 左                                        |  |
| 斉藤 亮<br>尾花沢市大字延沢781<br>玄米、大豆、そば           | 同 左                                        |  |
| 高橋 宏平<br>東根市神町南一丁目9-55-103<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左                                        |  |
| 柳元 穰<br>尾花沢市大字下柳渡戸35<br>もみ、玄米、大豆、そば       | 同 左                                        |  |
| 星川 雄宇<br>尾花沢市大字芦沢36-4<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左                                        |  |
|                                           | 阿部 宏也<br>北村山郡大石田町大字横山3189-1<br>玄米、小麦、大豆、そば |  |

**山形県告示第584号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成29年 8 月 18 日から同年 9 月 1 日まで縦覧に供する。

平成29年 8 月 18 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上山蔵王公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|-----------------------------------|------|--------------------|---------|
| 山形市蔵王温泉字川原947番8から<br>同 土合973番10まで | 旧    | 16.6メートル<br>} 7.0  | 115メートル |
| 同 上                               | 新    | 18.0メートル<br>} 16.0 | 同 上     |

**山形県告示第585号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成29年 8 月 18 日から同年 9 月 1 日まで縦覧に供する。

平成29年 8 月 18 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蔵王公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長     |
|-----------------------------------|------|-------------------|---------|
| 山形市蔵王温泉字土合710番12から<br>同 堰神705番6まで | 旧    | 19.0メートル<br>} 9.0 | 138メートル |
| 同 上                               | 新    | 20.6メートル<br>} 9.0 | 同 上     |

**山形県告示第586号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 8 月 18 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

|         |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |               |     |         |             |     |   |
|---------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------|-----|---------|-------------|-----|---|
| 別表第5中   | 「           | <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">〃 大山支店</td> <td style="text-align: center;">〃 大山二丁目18番34号</td> <td style="text-align: center;">〃 〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃 新斎町支店</td> <td style="text-align: center;">〃 西新斎町3番15号</td> <td style="text-align: center;">〃 〃</td> </tr> </table> | 〃 大山支店 | 〃 大山二丁目18番34号 | 〃 〃 | 〃 新斎町支店 | 〃 西新斎町3番15号 | 〃 〃 | を |
|         | 〃 大山支店      | 〃 大山二丁目18番34号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 〃 〃    |               |     |         |             |     |   |
| 〃 新斎町支店 | 〃 西新斎町3番15号 | 〃 〃                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        |               |     |         |             |     |   |
|         | 」           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |               |     |         |             |     |   |

|   |      |                   |     |
|---|------|-------------------|-----|
| 〃 | 大山支店 | 〃 大山二丁目18番<br>34号 | 〃 〃 |
|---|------|-------------------|-----|

に、

|   |      |                |     |
|---|------|----------------|-----|
| 〃 | 鶴岡支店 | 鶴岡市馬場町 8 番 5 号 | 〃 〃 |
|---|------|----------------|-----|

を

|   |       |                |     |
|---|-------|----------------|-----|
| 〃 | 鶴岡支店  | 鶴岡市馬場町 8 番 5 号 | 〃 〃 |
| 〃 | 新斎町支店 | 〃              | 〃 〃 |

に改める。

**附 則**

この規程は、平成29年 8 月 21 日から施行する。

**教育委員会関係**

**告 示**

**山形県教育委員会告示第10号**

山形県教育委員会 8 月 定例会を次のとおり招集した。

平成29年 8 月 18 日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 廣 瀬 渉

- 1 招集の日時 平成29年 8 月 22 日（火） 午後 3 時 15 分
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目 8 番 1 号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における平成30年度使用教科用図書の採択について
  - (2) 山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における平成30年度使用教科用図書の採択について
  - (3) 平成30年度山形県立東桜学館中学校入学者募集について
  - (4) 平成31年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針について
  - (5) 平成30年度山形県公立学校教員人事異動方針について

**公 告**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第 7 条第 1 項の規定により、平成29年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成29年 8 月 18 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

| 区 分     | 日 時                                 | 場 所                      |
|---------|-------------------------------------|--------------------------|
| 学 科 試 験 | 平成29年11月15日（水）<br>午前10時から午前11時30分まで | 山形市松波二丁目 8 番 1 号<br>山形県庁 |

|         |                |     |
|---------|----------------|-----|
| 実 技 試 験 | 同<br>午後0時50分から | 同 上 |
|---------|----------------|-----|

## 2 受験手続

受験願書を平成29年9月25日（月）から同年10月13日（金）までの間に、県内居住者にあつては最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室）に、県外居住者にあつては山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、平成29年10月13日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

## 3 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室）又は山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課（電話023(630)2329）に問い合わせること。

山形県国際交流センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年8月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県国際交流センター
- (2) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル2階

## 2 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
  - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
  - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であつた者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

## 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成29年8月21日（月）から同年9月29日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時30分から午後5時30分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部インバウンド・国際交流推進課国際交流室（山形県パスポートセンター） 郵便番号990-8580 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル2階 電話番号023(647)2566  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成29年9月22日（金）から同月29日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後5時30分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成29年9月29日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県国際交流センター条例（平成12年10月県条例第67号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

平成29年8月18日印刷 発行所 山形県庁  
平成29年8月18日発行 発行人 山形県